

養育医療の申請手続きについて

1. 養育医療給付制度とは？

母子保健法に基づき、身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

2. 申請の条件（①または、②に該当する児）

①出生時の体重が、「2,000g未満」の児

②生活力が特に希薄で以下のいずれかが該当する児

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1) 一般状態が特に悪い | 2) 体温が 34℃以下 |
| 3) 呼吸器、循環器の異常が特に強い | 4) 消化器系の異常が特に強い |
| 5) 異常に強い黄疸がある | |

3. 内容：お子様の入院費を公費で助成する制度で、子ども医療と併用できます。

※ 入院のみの制度ですので通院は対象になりません。

※ 保険が適用されないものは対象外です（おむつ、衣服、差額ベッド代など）

自己負担金

- ・児の属する世帯全体が納めた所得税額に応じた自己負担金があります。
- ・負担金については、お住いの市町村の子ども医療費に請求することができます。子ども医療費について詳しいことは、お住いの市役所・町村役場にお問い合わせ下さい。
当センターからの請求は養育医療が適用されないものだけになります。

4. 申請に必要なもの（一般的なものを挙げています、各窓口で確認してください）

- 養育医療意見書 申請書 世帯調査（申請書の裏面にあることが多いです）
- 保険証（お子さんの名前が入ったもの） 印鑑 子ども医療費受給者証 委任状
- マイナンバー 所得税関係の証明書（詳細は、市区町村の窓口にご確認ください）
 - ・お勤めの方は源泉徴収
 - ・自営の方は確定申告の控または納税証明書
 - ・所得税を納めていない方は課税(非課税)証明書

5. 申請の流れ

①必要なものを住所地の市区町村の窓口（ ）へ提出。

（退院後の手続きは認められませんのでご注意ください）

②約1～2週間後、自宅に「養育医療券」が送付されますので、会計に速やかに提示してください。

③養育医療は医療機関ごとに申請が必要です。養育医療利用中に転院が決まった場合は、こども家族医療サポート室にご相談ください。

